

令和6年度  
生徒指導規程

宮 島 学 園

# 令和6年度 宮島学園 生徒指導規程

## 第1章 総則

この規程は、宮島学園の学園生が人格の形成と健やかな成長を願い、将来の見通しを持った指導について、また、安心・安全な学校環境を整備するために、共通理解・共通実践を図るためのものである。

※宮島学園では小学校1～4年を前期、小学校5、6年と中学校1年を中期、中学校2、3年を後期とする。

### (目的)

**第1条** ○この規程は、本校の教育目標を達成するためのものであり、学園生の自己指導能力を育成するものである。また、学園生が自主的・自律的に充実した学校生活を送る。

○この生徒指導規程の見直しの全体または一部に学校の実情に合わせて児童生徒、PTA役員を参画させることで児童生徒が生徒指導規程について理解を深め、生徒指導規程を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養う。

## 第2章 学校生活に関すること

### (登下校)

**第2条** 登下校については、次のことを指導する。

自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。

#### 【徒歩通学】

- ①交通ルール・マナーを守り、決められた通学路を通る。
- ②学園生は、保護者の責任のもと、安全に留意して通学する。
- ③フェリーの中では、ルールを守り静かに過ごす。

### (登校・遅刻・欠席・早退)

**第3条** 登校・遅刻・欠席・早退については、次のことを指導し、規律ある生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

(1) 登校時間は、7時30分から8時20分までとする。

8時20分までには教室に入って、席に着くこと。

(2) 完全下校時刻は、原則、以下の通りとする。

○1年～4年 16時00分 ○5年～6年 16時15分 ○7年～9年 17時00分

※ ただし、部活動、児童生徒会活動、学級活動終了後の下校時刻は次の通り。

なお、1～6年生は17:00までとする。

学年末テスト終了後～9月末日	18:00
10月～新人大会まで(ソフトテニス部)	17:30
10月～文化発表会まで(吹奏楽部・宮島文化部)	17:30
新人大会・文化発表会終了後～1月末日	17:00
2月～学年末テストまで	17:30

※ 定期テスト前の1週間は、テスト勉強期間とし、原則部活動等は行わない。

(制服・標準服等, 身だしなみ)

第4条 制服・標準服等, 身だしなみについては, 次のことを指導する。

校内外の学習活動や登下校時は, 7～9年生は学校が定める制服(服装)・1～6年生は標準服を正しく着用する。

休日や放課後に忘れ物等を取りに来る場合は, 制服を着用する。

(1) 1～6年生標準服

宮島学園の学園生としての自覚とプライドを持たせる。

(服装)

①標準服・・・襟なし, 紺色

②必要に応じて, 長ズボン(ジャージ等。色は黒・紺を基調とし, 活動しやすいもの。)を着用してもよい。

③白カッターシャツ, 白ブラウス, または白ポロシャツとする。

(シャツはズボン・スカートの中に入れる。)

④ポロシャツのボタンをとめる。(ただし, 1番上のボタンは除く。)

(2) 7～9年生制服

夏服	白の半袖ポロシャツ 黒ズボン(タック無し) 紺色のスカート
冬服	黒の基準服 黒詰襟・校章入りボタン 黒ズボン(タック無し) 白の長袖ポロシャツ 紺色のボックスコート 紺色のジャンパースカート
通年	①制服のボタンをとめる。(ポロシャツの1番上のボタンは除く) ②学校指定のポロシャツはズボンから出さない。 ③学校指定のポロシャツの下のインナーは, 蛍光色を除く無地とする。 ④ポロシャツやズボンの下に体操服は着ない。 ⑤スカート丈は, ひざが隠れる長さとする。 ⑥ズボンには必ず黒色のベルトを着用する。 ⑦ズボンを腰まで下げてはくことや変形等は禁止とする。

(3) 靴下

【1～6年生】

①白・黒・紺色とする。(ワンポイントは2cm以下とする)

②くるぶし・ニーハイソックスは禁止とする。

③寒いときは, タイツ又はスパッツを着用してもよい。ただし, 体育のときは, 靴下に履き替える。

(原則, 色は黒・紺・ベージュとする。)

【7～9年生】

①靴下は白色・黒色・紺色とする。(ワンポイントは2cm以下とする)

②くるぶし・ニーハイソックスは禁止とする。

③防寒のため, 色が黒・紺・ベージュの無地のタイツ(腰からつま先までを覆うもの)又はスパッツ(腰からくるぶしままでを覆うもの)を着用してもよい。ただし, 体育の授業等で体操服に着替える場合は, タイツ又はスパッツの着用は不可とするため, 靴下を履くこと。

(4) 通学靴

【1～6年生】

通学には, 運動に適した靴(運動しやすく, 着脱のしやすいもの)をはくこととする。

【7～9年生】

白色又は黒色の運動靴とし, 靴ひも及びラインは靴と同色とする。

(5) 名札

- ①登校したら、名札を付ける。
- ②忘れた場合は、仮名札を着用する。

(6) 帽子【共通】

必要に応じて着用してもよい。

(7) 通学カバン

【1～6年生】

ランドセルとする。

【7～9年生】

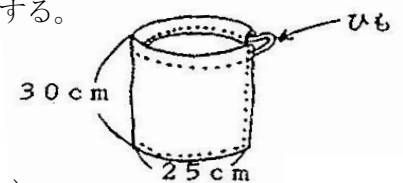
学校指定の通学バック及びサブバックとする。

(8) 体操服

【1～6年生】

上は、男女とも体操シャツ。下は、男女とも紺色クォーターパンツとする。

- ※ 運動会等学校行事では学校指定の体操シャツを着用する。
- ※ 体操服を入れる袋を用意する。(図を参照)。(数値は目安)
- ※ 寒いときは、長袖長ズボンのジャージを着用してもよい。  
(衛生面を考え、体育用の長袖・長ズボンに必ず着替えるようにする。)



【7～9年生】

学校指定の体操シャツと紺色のハーフパンツ及びジャージ上下とする。

(9) 上履き・体育館シューズ

【1～6年生】

- ①体育館シューズは、白色で体育館使用に適切なシューズとする。  
(体育館での体育の時間や行事のときに履く。)
- ②右のように2カ所に記名する。



【7～9年生】

- ①学校指定のものを使用する。
- ②記名する。
- ③体育館シューズは、体育館のみで使用する。

(10) ベスト・セーター等【共通】

- ①白・紺・黒を着用する。
- ②寒いときは、制服・標準服の下にセーター等を着用してもよい。

(11) 手袋、マフラー、ネックウォーマー【共通】

- ①ボンボンなどの装飾がないものとする。
- ②耳あては不可、フードはかぶらない(周りが見えにくく、音も聞こえづらく危険であるため)。
- ③標準服の上にジャンパー、コート、長ズボン、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用して登下校をしてもよいが、教室で着脱し、校舎内では原則、標準服で生活する。

(12) 服装の移行期間等

- ①各家庭・個人の判断とし移行期間は設けないが、めやすとしては5月下旬・9月下旬である。
- ②ひざ掛けや座布団など、体調に合わせて臨機応変に防寒対策を施すこと。

## (頭髪)

**第5条** 頭髪は、次の表に沿って学園生らしく清潔で活動しやすい髪型にする。

学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

### 【共通】

前髪 (前に垂れる髪は前髪と判断)	眉毛の下のラインを超える場合は、ヘアピン（黒又は紺色のアメピン又はパッチンピン）で髪を留める。
頭髪全体	肩にかかる場合は、ゴム紐（黒・茶・紺の単色、装飾のないもの）で耳から下の位置で2つに結ぶか、中央で1つに結ぶ。
〔禁止事項〕パーマ・染色・脱色・整髪料・アクセサリ、眉剃り、その他不必要に手を加えない。 (頭髪の一部が長めになっている、段になっている等)	

## (装飾・不要物)

**第6条** 装飾・不要物等については、次のことを指導する。

- (1) 色つきや匂いつきのリップクリーム等化粧品類をしない。
- (2) マニキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス（耳に穴を開けない）、指輪、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ等はずけない。
- (4) カメラ、時計、ゲーム類、マンガ、携帯電話、危険物、貴重品等学習活動に必要なものは持参しない。違反があった場合は、学校で預かり保護者に返す。また、特別な指導を行う場合もある。
- (5) 原則、携帯電話等の電子機器類を校内に持ち込むことを禁止する。ただし、学園生のキッズ携帯・GPSに限り、申請があり認可された場合、その限りではない。(申請書については別紙参照。)

## 第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者の責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図り指導する。同一指導を繰り返す学園生の場合は、特別な指導を行う。

### (校外生活)

**第7条** 校外生活の心得については、次のことを指導する。

#### 【共通】

- ①火遊び、エアガン等の危険を伴う遊びをしない。
- ②道路・工事現場他危険な場所では遊ばない。
- ③保護者の許可なく学園生だけで、ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場、映画館、旅行、キャンプ、夜釣り、海や山に行かない。行く場合は保護者同伴で行く。
- ④公園や公民館、福祉センターでは、マナーを守って他の人のことも考えて利用する。
- ⑤自転車は、ヘルメットを着用し（努力義務）交通ルールを守り、左端を1列に並んで走る。並走や、二人乗り、無灯火、両手離し、片手運転など危ない乗り方は絶対にしない。
- ⑥SNS等の不適切な使用方法を禁止する。
  - ・学校から貸し出しているクロムブックは、ルールにもとづいて使うこと。学習活動に関わること以外の使用をしないこと。家庭での取り扱いに関しては保護者が責任を負うこととする。
  - ・SNS等の書き込みでトラブルになるような使用はしない。
  - ・SNS等の書き込みで、犯罪行為、人権侵害（いじめ、誹謗中傷も含む）にかかわるものについては、警察・法務局等の関係機関と連携する。
  - ・家庭において保持・使用させる場合は、必ずフィルタリング等をかけ、使用方法について家庭内での約束事を決め、節度ある使用をする。
- ⑦16時50分以降、学園生だけでグラウンドで遊ばない。
- ⑧部活動に所属していない学園生は、17時には家に帰り、暗くなってから子どもだけで出歩かない。
- ⑨下校後、寄り道をせず帰宅する。
- ⑩子どもだけで自転車に乗って一人で行動できるのは、「自転車乗り方教室」を受けてからにする。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。学園生自らが起こした問題行動を真摯に振り返り、自己の問題点を認識し、再発防止にむけて生活の目標をもち、よりよい学校生活を送り、望ましい人格形成を行うためのものである。

本校の定める指導段階は次の通りとする。

1 問題行動の内容によって段階的に指導する。

	内容	対応
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①頭髪・服装等の規定違反が繰り返される場合</li> <li>②授業中の態度に問題があり、授業を妨害する行為等がある場合</li> <li>③いじめに関わっている場合</li> <li>④不要物を持ちこんだ場合</li> <li>⑤通学違反をした場合</li> <li>⑥人としてマナーに反する行動・言動をした場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認→管理職への報告</li> <li>②振り返り（文章）と今後の学校生活について</li> <li>③本人への説諭</li> <li>④保護者への連絡</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第1段階の指導で改善ができない場合</li> <li>②危険物や授業の妨げになるものを故意に持参，使用した場合（スマートフォンやゲーム等）</li> <li>③試験における不正行為（テスト等のカンニング等）</li> <li>④個人間の物品売買</li> <li>⑤その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保護者への連絡</li> <li>②第1段階を踏まえた保護者との学校面談</li> <li>③事実確認→管理職への報告</li> <li>④振り返り（文章）と今後の学校生活について</li> <li>⑤本人への説諭</li> <li>⑥管理職からの説諭</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第2段階の指導で改善がみられない場合</li> <li>②指導を受け入れない場合（暴言等）</li> <li>③暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物破損）</li> <li>④飲酒・喫煙等があった場合</li> <li>⑤喫煙・飲酒に同席した場合</li> <li>⑥金品強要があった場合</li> <li>⑦継続していじめに加わっている場合</li> <li>⑧不健全娯楽や不純異性交遊があった場合</li> <li>⑨窃盗，万引きがあった場合</li> <li>⑩家出があった場合</li> <li>⑪薬物乱用があった場合</li> <li>⑫携帯電話やインターネット（LINE等のSNS）により他人を誹謗中傷，不正利用した場合</li> <li>⑬その他，法令・法規に違反する行為があった場合</li> <li>⑭その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保護者への連絡</li> <li>②第2段階までの指導を踏まえた個別指導</li> <li>③事実確認→管理職への報告</li> <li>④市教育委員会・警察等関係機関等との連携を図る</li> <li>⑤振り返り（文章）と今後の学校生活について</li> <li>⑥本人への説諭</li> <li>⑦管理職からの説諭</li> <li>⑧保護者への連絡</li> </ul>

**第9条** 個別指導にあたっては、次のことについて留意する。

- (1) 本人の課題を明確にする。
- (2) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、学園生、保護者、教職員に周知する。
- (3) 担当者、指導場所を明確にする。
- (4) 指導記録を作成し、記録を残す。
- (5) 謝罪の場を設定する。
- (6) 学校体制として取り組み、事実確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な目標や展望をもたせる。

**第10条** 特別な指導のうち、個別指導等は、概ね1日から5日間とする。但し、問題行動の程度や改善の意思が見られない場合は、指導期間を変更する場合もある。

- (1) 別室による個別指導
- (2) 別室で振り返り（文章）や教科学習を行う。
- (3) 学校・家庭生活の過ごし方について、記入する。
- (4) 状況によっては、スクールカウンセラーと連携する。
- (5) 個別指導期間中にある定期テスト等は、別室で受験する。
- (6) 個別指導期間中にある学校行事には、原則参加できない。  
個別指導期間中にある部活動の公式大会へは、原則参加できない。